

令和5年度美郷町奨学生を募集します

町では、経済的な理由により修学が困難な学生を援助するため、奨学金の貸し付けを行っています。

対象者◆保護者が美郷町に居住し、経済的な理由で修学が困難である方(他の奨学資金団体の貸与が決定した場合は対象となりません)

受付期間◆4月3日(月)～5月15日(月)

貸与額◆大学・短大・2年以上の専門学校
月額4万円以内(1万円単位で選択可能)
高等学校
月額1万5,000円

償還方法◆卒業した月の1年後から10年以内(無利子)
※返還は原則として年賦または半年賦となります。

申込方法◆下記の提出書類を町教育推進課に提出してください。

- ①奨学生願書(町教育推進課で配布するほか、町ホームページからもダウンロードできます)
- ②令和4年の世帯全員の所得がわかるもの(町県民税申告書や所得税確定申告書の写し等)
- ③本人および連帯保証人の住民票
- ④連帯保証人の納税証明書
- ⑤入学先の在学証明書
- ⑥【高校生】出身中学校の成績証明書
【大学・短大・専門学校生】出身高校の調査書

貸与決定◆6月に採否を通知します。決定された方の奨学金は4月にさかのぼって貸与します。

申・問 町教育委員会 教育推進課 教育総務・指導班 ☎0187(84)4914

建設課

新しい場所で新たなスタートをされる方へ

水道・下水道(集落排水)の開始・休止の届け出は忘れなく!

水道・下水道の手続きはお済みですか?水道は開栓をしないと使用できないことから忘れずに届け出をする方が多いですが、自家用井戸や組合の水道等を利用している場合、下水道(集落排水)の届け出が忘れられがちです。ご自分の住まいが何に該当するかを把握し、忘れずに届け出をしましょう。

千畑・仙南地区

- ・水道と地下水があります。
- ・地下水の場合、集落排水にのみ加入している地域があります。

六郷地区

- ・水道と地下水があります。
- ・地下水の場合、下水道にのみ加入している地域があります。

大家さんへのお願い

- 水道・下水道(集落排水)に加入していることを入居・退去者へ伝え、届け出をするようお知らせください。
- 凍結防止、使用法についての説明など入居者へ指導をお願いします。
- 管理等で使用する場合(メーターが動く場合)も届け出が必要です。

こんな時は届け出を!

- ・休止中の水道を使用する場合は無断で開栓できません。開始届の提出が必要です。
- ・所有者が変わった場合は所有者変更届の提出が必要です。
- ・空き家など、長期間使用しない場合は休止届の提出をおすすめします。ただし、**帰省や片付け等で短期間使用する場合は再開届の提出が必要となります。**
- ・家を解体し、メーターを撤去する場合は廃止届の提出が必要です。事前に町建設課までご連絡をお願いします。

水道・地下水は大切な資源です。
日ごろから節水を心掛けましょう。

問 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

住宅のリフォームや被災住宅等の復旧工事に対する補助制度があります

お住まいの住宅のリフォーム・増改築工事、ならびに自然災害により被災した住宅等の復旧工事に係る費用の一部を補助します。秋田県が実施する「住宅リフォーム推進事業」との併用が可能ですので、利用を希望される方は下記へご相談ください。

	リフォーム・増改築	被災住宅等の復旧工事
対象者	住宅の所有・居住者	被災住宅等の所有・居住者
対象工事	50万円以上(税込)のリフォーム・増改築工事 ※「外構工事」「業務用建物(店舗等)の工事」「公共工事に伴う補償費対象建築工事」などは対象外となります。	自然災害に伴う20万円以上(税込)の復旧工事
対象条件	町内の業者または町内の個人事業者が施工すること	左に加え「 り災証明書 」が発行されていること
必要書類	①補助申請書 ②工事契約書および見積書の写し ③施工前の写真 ④り災証明書(災害復旧工事の場合)	
補助金額	補助対象工事費の10分の1の額(上限額:10万円) 令和5年度より補助金額の上限額が8万円から10万円になりました。	

※「り災証明書」については被災箇所の写真を準備のうえ、町住民生活課に申請してください。

※過去に住宅リフォーム補助を受けた方であっても一定の年数を経過した場合は、あらためて補助金を申請できます。また、被災住宅の復旧工事は被災ごとに申請できます。詳細は下記までお問い合わせください。

申・問 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

国民年金に関するお知らせ

令和5年度の国民年金保険料は月額16,520円です

令和5年度国民年金保険料の納付書は4月上旬から発送予定です。国民年金保険料の納付期限は「納付対象月の翌月末日」で、令和5年4月分保険料は5月末日が納付期限となります。

納付期限までに納めていないと、障害基礎年金や遺族基礎年金の請求が必要になった時に当該年金を受給できない場合があります。保険料免除・納付猶予等の制度がありますので、納付が困難な時は下記へお問い合わせください。

納付方法

①納付書を使った現金納付

お手元に届いた納付書で、金融機関、コンビニエンスストアなどで納めることができます。

②その他の支払い方法は、広報美郷2月号および3月号をご覧ください。



問●大曲年金事務所 国民年金課 ☎0187(63)2296
町 住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903

介護保険事務所からのお知らせ

65歳以上の方で介護保険料が特別徴収(年金から差し引き)されている皆さんへ 4月・6月に特別徴収される金額は令和5年2月と同じです

介護保険料は、6月に決定される住民税の課税状況などによって、7月にその年度に納める金額(確定保険料)が決まりますので、8月・10月・12月・2月の金額は7月の通知書によりお知らせします。確定保険料での徴収ができない4月・6月は令和5年2月の保険料額と同じ金額での徴収となります。なお、4月から初めて特別徴収が開始される方には通知書をお送りしていますが、昨年度から引き続き特別徴収されている方にはお送りしていませんのでご了承願います。

■介護保険料の例について

4月	6月	8月(※)	10月	12月	2月
12,000円	12,000円	16,000円	14,000円	13,000円	13,000円
令和5年2月の保険料額と同じ金額です。		7月の通知書によりお知らせします。			

(※)4月から8月までの間で保険料年額(上記例では8万円)のおよそ半分の額となるように、8月分で調整させていただきます。また、10月分では1,000円未満の端数が調整されます。なお、上記金額はあくまでも一例です。

問●介護保険事務所 保険給付班 ☎0187(86)3911
町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907

地域密着型サービス事業所を公募します

■公募するサービス

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ②看護小規模多機能型居宅介護
- 整備地域◆大仙市、仙北市、美郷町全域
整備期間◆令和5年度

■応募要件

- ・設置主体が法人であること(②は病床を有する診療所の開設者でも可)
- ・整備期間内に事業の開始が可能であること
- ・介護保険法第78条の2第4項各号に該当しないこと
- ・公募に係る説明会に参加すること

■公募に係る説明会

日 時◆4月28日(金) 午後1時30分～
会 場◆大仙市役所仙北庁舎3階 大会議室
(大仙市高梨)

■申込方法

「法人名、参加者名、電話番号、開設を希望する事業名、開設予定地、開設予定時期」を明記のうえ、下記へメールでお申し込みください。その後、メールが届いたか電話でのご確認をお願いします(参加は1法人につき2名まで)。

■申込期限

4月21日(金) 午後5時

申・問●介護保険事務所 指導監査班 ☎0187(86)3913 ✉j-kansa@oskaigonet.or.jp